

福岡県公報

平成18年6月14日
第2545号

目次

告 示 (第1148号—第1163号)

○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○国土調査の成果の認証	(農地計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
選挙管理委員会	
○政治団体の設立届	(地方課) 7
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課) 8

○政治団体の解散届	(地方課) 10
○資金管理団体の指定届	(地方課) 11
○資金管理団体の異動の届出	(地方課) 12
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課) 13

公安委員会

○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課) 13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 15

告 示

福岡県告示第1148号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成18年5月26日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 久留米南ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456番外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社サニー	午前10時	午後9時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分まで	24時間

福岡県告示第1149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス西浜田店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市西浜田17番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
空調設備及び冷蔵冷凍庫の室外機による騒音を防止するため、配置については充

分配慮するとともに、メンテナンスも十分に行っていただきたい。

- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

意見なし

福岡県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福岡県道	福岡直方線		前	糟屋郡久山町大字久原3272番6先から同郡同町大字久原3155番2先まで	17.5 ～ 38.0	117.0
			後	同上	17.5 ～ 38.0	117.0
福岡県道	伊仲賀原線		前	糟屋郡粕屋町大字長者原473番1先から同郡同町大字長者原474番1先まで	6.1 ～ 9.0	82.0
			後	同上	8.4 ～ 10.0	82.0

福 岡 県 道	猪 篠	野 栗 線	前	糟屋郡久山町大字久原2607番1先から同郡同町大字久原2590番1先まで	12.0 ～ 23.5	172.0
			後	同上	15.8 ～ 23.5	172.0

福岡県告示第1151号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行なった者の名称	調査を行なった期間	成果の名称	調査を行なった地域	認証年月日
田川市	平成16年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字弓削田の一部	平成18年6月1日
赤村	平成16年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字内田の一部	平成18年6月1日

福岡県告示第1152号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市天神五丁目566番16、566番17、566番20、571番9から571番11まで、575番1、575番2、575番4、576番2及び862番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区みたけ台5番地1

三輪 圭輔

福岡県告示第1153号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字三坂字七尾802番1、802番3及び874番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字三坂781-1

三坂行政区自治会 代表 弥富 丈夫

福岡県告示第1154号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人グリーンライフ研究所

(2) 代表者の氏名

太田 美代子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区有毛3106番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ネパール、フィリピンを始めとする発展途上国の方々に対して、教育、医療、国際交流、福祉の向上にかかる調査や支援の事業を行い、平和で豊かな社会の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1155号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑豊在宅サポート

(2) 代表者の氏名

吉田 和幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市楽市139番地1 田中ビル102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、高齢者、障害者、子ども及びその家族に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、子どもの安全な通学及び一時預かりに関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1156号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ピアーチェ鴻巣

(2) 代表者の氏名

森岡 一彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市西区福重4丁目16-1-506

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども達に対して、サッカーを通じて選手育成とサッカーの普及に関する事業を行い、地域と社会に豊かな町づくりを目指す事を目的とする。

福岡県告示第1157号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くるめ出逢いの会

(2) 代表者の氏名

執行 正常

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市京町232番地千歳アパートA号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者も暮らしやすい街づくりのため、精神医療ユーザーの発信を基本に活動し、もって精神障害者のエンパワーメントと地域社会の福祉の増進に寄与する。

福岡県告示第1158号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 人権ネットワークかざん

(2) 代表者の氏名

田中 廣文

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡桂川町吉隈898番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす、さまざまな事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1159号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くらじたすけあいの会

(2) 代表者の氏名

福本 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市磯光1312番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の助け合いにより、明るく安心な福祉社会をつくることを目指して、高齢者や障害者に対する介護保険法に基づく居宅サービス事業や在宅福祉サービス等に係る事業を行うとともに、子育て、家庭教育等に関する相談及び支援に係る事業を行い、地域福祉の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1160号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ひまわり会

- (2) 代表者の氏名
猿渡 勲
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大川市大字向島1840番地2
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者特に精神障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1161号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人 ほっと・おあしす
- (2) 代表者の氏名
石橋 芳恵
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉郡筑前町野町1633番地5
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、共に生きる地域社会の実現を目指し、障がい者（児）および高齢者、子ども、親等の地域住民に対して、自立生活と社会参加の支援に関する各種事業を行い、もって公共の福祉の増進と人権の擁護に寄与し、地域社会の活性化・安心で明るい未来づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1162号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人 S n e t
- (2) 代表者の氏名
井堀 翔太
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市戸畠区高峰一丁目5番20号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、他の特定非営利活動法人、ボランティア活動組織及び学生に対して、ボランティア活動組織や学生などとの相互情報交換を支援するとともに、第4条各号に掲げる活動に関する企画及び実施等を行うことで健全でより良い社会福祉活動や地域社会作り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1163号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成18年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州あいの会

(2) 代表者の氏名

石井 カズエ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区八千代町12番2号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者や障害者、困難を抱えている市民に対して、お互いに助け合う精神で、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会を豊かで住みよくする自主的な福祉活動を通して、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者や障害者、困難を抱えている市民に対して、お互いに助け合う精神で、介護支援や家事援助などの在宅福祉サービスに関する事業である「たすけあい」活動を行い、地域社会を豊かで住みよくする自主的な福祉活動を通して、福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あべ正剛を支援する会	阿部正剛	阿部直美	福岡市東区香椎駅前2丁目5-17-501	平成18年4月5日
「いづみひでお」を育てる会	泉日出夫	長谷川カツ子	北九州市小倉南区南方5丁目21-14	平成18年4月27日
大蔵久徳後援会	大倉 覚	真田和義	朝倉郡東峰村大字宝珠山6337-1	平成18年4月12日
繁永英樹後援会	畠中仁	沖津秀男	田川郡川崎町大字田原723-6	平成18年4月26日
清水渥美後援会	清水渥美	清水剛	鞍手郡小竹町大字御徳1984	平成18年4月13日
田中ふみき後援会	田中二三輝	田中恵	鞍手郡鞍手町中山3300-3	平成18年4月20日
谷井博美後援会	谷井博美	小森純良	宗像市葉山2丁目12-7	平成18年4月19日
大日本政友会	小野田兼次	出川大介	北九州市戸畠区正津町7丁目26-702	平成18年4月21日

直方鞍手薬剤師連盟	水山一路	赤松明子	直方市新町1丁目6-10	平成18年4月27日
ひぐち義親後援会	樋口恭徳	樋口富士子	朝倉郡東峰村大字福井2895	平成18年4月12日
福岡県商工政治連盟久山町支部	今任義則	坂本康和	糟屋郡久山町大字久原1064-11	平成18年4月12日
みすみ公仁隆後援会	内山有道	吉田省吾	福岡市東区和白3丁目26-19	平成18年4月12日
横尾あきひろ後援会	横尾秋洋	石橋憲行	筑紫野市原田8丁目3-5レジデンス原田106	平成18年4月3日

(13団体)

福岡県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
る。

平成18年6月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県北九州市戸畠区第二支部	主たる事務所の所在地	北九州市戸畠区新川町6-19-1102	北九州市戸畠区新川町6-19-101	平成18年4月7日	平成18年4月13日
民主党福岡県第7区総支部	主たる事務所の所在地	大牟田市旭町3丁目2-9代々木ビル2階	大牟田市不知火町3丁目2-1	平成18年4月3日	平成18年4月3日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
有吉哲信後援会	主たる事務所の所在地	宮若市倉久1811	鞍手郡若宮町大字金丸292番地23	平成18年4月2日	平成18年4月7日
石田宝蔵を働くかせる会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町栄215-3	山門郡大和町大字栄215-3	平成17年3月21日	平成18年4月24日

糸 島 医 師 連 盟	代 表 者	進 藤 憲 文	桑 野 穀	平成18年4月1日	平成18年4月10日
	会 計 責 任 者	溝 部 宏 穀	沖 永 利 親		
梅 本 正 後 援 会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町勝山松田3410	京都郡勝山町大字松田3410	平成18年3月20日	平成18年4月26日
太 田 誠 一 後 援 会	代 表 者	山 本 駿 一	田 尻 英 幹	平成18年4月10日	平成18年4月17日
大 塚 一 人 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市大隈556	嘉穂郡嘉穂町大字大隈556番地	平成18年3月27日	平成18年4月4日
小 川 け ん じ 後 援 会	代 表 者	立 石 直 登	小 川 健 二	平成18年4月12日	平成18年4月13日
粕 屋 医 師 連 盟	会 計 責 任 者	満 安 清 孝	松 尾 正 彦	平成18年4月1日	平成18年4月4日
北 九 州 市 医 師 連 盟 小 倉 支 部	代 表 者	合 馬 紘	中 村 定 敏	平成18年4月1日	平成18年4月6日
北 九 州 市 医 師 連 盟 若 松 支 部	会 計 責 任 者	津 田 恵 次 郎	山 内 孝	平成18年4月1日	平成18年4月7日
北 九 州 市 戸 畑 区 医 師 連 盟	代 表 者	池 園 洋	下 河 邊 智 久	平成18年4月1日	平成18年4月5日
北 九 州 市 門 司 区 医 師 連 盟	代 表 者	野 田 健 一	辻 敏	平成18年4月1日	平成18年4月5日
	会 計 責 任 者	伊 東 清 四 郎	一 安 弘 文		
元 気 と ク リ ー ン の ま ち づ く り 会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町栄215-3	山門郡大和町大字栄215-3	平成17年3月21日	平成18年4月24日
こ じ ま 潤 一 郎 後 援 会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区城野4丁目1-5-205	北九州市小倉北区砂津2丁目5-13	平成18年4月24日	平成18年4月24日
後 藤 俊 秀 後 援 会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畠区新川町6-19-1102	北九州市戸畠区新川町6-19-101	平成18年4月1日	平成18年4月6日
新 生 戸 畑 会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畠区新川町6-19-1102	北九州市戸畠区新川町6-19-101	平成18年4月1日	平成18年4月3日
田 川 医 師 連 盟	主たる事務所の所在地	田川市大字伊田2735-23	田川市大字伊田5017-1	平成18年3月30日	平成18年4月21日
中 願 寺 す み た か 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市南区玉川町20-5-302	福岡市南区玉川町19番25号	平成18年4月1日	平成18年4月7日
筑 紫 医 師 連 盟	会 計 責 任 者	大 西 昭 彦	樋 口 満 成	平成18年4月1日	平成18年4月28日

西 村 悟 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市上山田502-37	山田市大字上山田502-37	平成18年3月27日	平成18年4月10日
	代 表 者	山 崎 昭 三	桃 崎 良 則	平成17年11月1日	平成18年4月10日
原 田 慎 太 郎 後 援 会	代 表 者	長 谷 川 裕	原 田 慎 太 郎	平成18年4月17日	平成18年4月18日
は ら だ 孝 男 後 援 会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町勝山大久保1953	京都郡勝山町大字大久保1953番地	平成18年3月20日	平成18年4月26日
福岡県歯科医師連盟朝倉支部	团 体 名 称	福岡県歯科医師連盟朝倉支部	福岡県歯科医師連盟甘木朝倉支部	平成18年3月20日	平成18年4月7日
	主たる事務所の所在地	朝倉市牛木293-1	甘木市大字牛木293-1 甘木朝倉歯科医師会館内		
福岡県民主教育政治連盟	会 計 責 任 者	浦 田 哲 也	鬼 塚 民 生	平成18年4月1日	平成18年4月28日
福岡市薬剤師連盟	代 表 者	小 野 信 昭	合 澤 英 夫	平成18年4月1日	平成18年4月3日
福岡政経懇話会	主たる事務所の所在地	福岡市南区玉川町20-5-302	福岡市南区玉川町19番25号	平成18年4月1日	平成18年4月7日
	会 計 責 任 者	中 願 寺 友 喜 江	小 松 亀 代 治		
福岡石門会	主たる事務所の所在地	飯塚市有安668-2	嘉穂郡庄内町大字有安668番地2	平成18年3月26日	平成18年4月25日
京都医師連盟	代 表 者	小 宮 俊 秀	三 原 昭 三	平成18年4月1日	平成18年4月4日
	会 計 責 任 者	上 垣 正 己	小 宮 俊 秀		
矢ヶ部広巳後援会	团 体 名 称	矢ヶ部広巳後援会	矢ヶ部広巳後援会	平成18年3月17日	平成18年4月7日
	主たる事務所の所在地	柳川市三橋町柳河807	山門郡三橋町大字柳河807番地	平成17年3月21日	
山野よしのり後援会	会 計 責 任 者	堀 内 恵 子	御 塚 ス ズ 子	平成17年7月1日	平成18年4月3日

(30団体)

福岡県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届

があつたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党柏屋支部	平成18年4月15日	平成18年4月17日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
荒牧基三後援会	平成18年3月26日	平成18年4月7日
有吉明広後援会	平成18年4月3日	平成18年4月6日
一成会	平成18年3月31日	平成18年4月3日
梅本正後援会	平成18年3月31日	平成18年4月26日
大島道人後援会	平成18年4月5日	平成18年4月10日
齊藤磨須雄後援会	平成18年4月3日	平成18年4月4日
清水安一後援会	平成18年3月31日	平成18年4月12日
宝部義信後援会	平成18年4月10日	平成18年4月10日
堤保則後援会	平成18年3月31日	平成18年4月13日
原田慎太郎後援会	平成18年4月17日	平成18年4月18日

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
阿部正剛	福岡市議会議員	あべ正剛を支援する会	福岡市東区香椎駅前2丁目5-17-501	阿部正剛	平成18年4月19日	平成18年4月24日

平川秋吉後援会	平成17年12月27日	平成18年4月24日
藤春徳繁後援会	平成18年4月3日	平成18年4月3日
馬田博後援会	平成18年3月30日	平成18年4月3日
向野正幸後援会	平成18年3月30日	平成18年4月20日
村上孝後援会	平成18年4月10日	平成18年4月10日
安河内周一後援会	平成18年4月11日	平成18年4月12日
(平成18年法17条2項適用団体) しまづ尚純後援会	平成18年3月27日	平成18年4月17日
(平成18年法17条2項適用団体) 直方鞍手薬剤師連盟	平成18年3月31日	平成18年4月27日
(平成18年法17条2項適用団体) 横尾あきひろ後援会	平成18年3月31日	平成18年4月3日

(19団体)

福岡県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

泉 日出夫	福岡県議会議員	「いづみひでお」を育てる会	北九州市小倉南区南方5丁目21-14	泉 日出夫	平成18年4月25日	平成18年4月27日
田 中 二三輝	鞍手町議会議員	田中ふみき後援会	鞍手郡鞍手町大字中山3300-3	田 中 二三輝	平成18年4月20日	平成18年4月20日
谷 井 博 美	宗像市長	谷井博美後援会	宗像市葉山2丁目12-7	谷 井 博 美	平成18年4月19日	平成18年4月19日
横 尾 秋 洋	筑紫野市議会議員	横尾あきひろ後援会	筑紫野市原田8丁目3-5レジデンス原田106	横 尾 秋 洋	平成18年4月3日	平成18年4月3日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第56号

平成18年6月14日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
有吉哲信	宮若市長	有吉哲信後援会	主たる事務所の所在地	宮若市倉久1811	鞍手郡若宮町大字金丸292番地23	平成18年4月2日	平成18年4月7日
岩橋岩雄	嘉麻市議会議員	岩橋岩雄後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市平1033-6	嘉穂郡稲築町大字平1033番地の6	平成18年3月27日	平成18年4月13日
			公職の種類	嘉麻市議会議員	稲築町議会議員		
大塚一人	嘉麻市議会議員	大塚一人後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市大隈556	嘉穂郡嘉穂町大字大隈556番地	平成18年3月27日	平成18年4月4日
			公職の種類	嘉麻市議会議員	嘉穂町議会議員		
小島潤一郎	福岡県議会議員	こじま潤一郎後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区城野4丁目1-5-205	北九州市小倉北区砂津2丁目5-13	平成18年4月24日	平成18年4月24日
			公職の種類	福岡県議会議員	衆議院議員		

後藤俊秀	北九州市議会議員	新生戸畠会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畠区新川町6-19-1102	北九州市戸畠区新川町6-19-101	平成18年4月1日	平成18年4月6日
中願寺純則	福岡県議会議員	福岡政経懇話会	主たる事務所の所在地	福岡市南区玉川町20-5-302	福岡市南区玉川町19番25号	平成18年4月1日	平成18年4月7日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指

定取消届があつたので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年4月1日～4月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
向野正幸	柏屋町議会議員	向野正幸後援会	向野正幸	平成18年3月30日	平成18年4月20日

(1団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
原田慎太郎	宗像市長	原田慎太郎後援会	宗像市大字曲253番5	平成18年4月18日

(1団体)

備考

原田慎太郎後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は原田慎太郎である。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第155号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下

「検定審査」という。）のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委

員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定審査を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成18年6月14日

福岡県公安委員会

1 検定審査の期日、時間及び場所

審査期日	受付時間	受付場所
第2期 平成18年7月18日（火）から 同年9月29日（金）までの間	午前8時30分から 午後5時00分まで	審査申請者の住居地（申請者が警備員である場合にあっては、当該申請者が属する営業所を含む。）を管轄する警察署又は旧検定合格証の交付申請を行った警察署

2 検定審査を行う警備業務の種別及び級

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 検定審査対象者

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上あるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上あるもの（3の(1)に掲げる者を除く。）

4 検定審査申請に必要な書類

(1) 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式） 1通
- イ 住居地を疎明する書面
- ウ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真） 1枚
- エ 旧検定合格証の写し
- オ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記①、②のいずれか1つ）
 - ① 前記3の(1)に該当することを疎明する書面

(2) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式） 1通
- イ 当該営業所に所属することを疎明する書面
- ウ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真） 1枚
- エ 旧検定合格証の写し
- オ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記①、②のいずれか1つ）
 - ① 前記3の(1)に該当することを疎明する書面
 - ② 前記3の(2)に該当することを疎明する書面

(3) 旧検定規則第8条に規定する検定合格証の交付申請を行った警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式） 1通
- イ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真） 1枚
- ウ 旧検定合格証の写し
- エ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記①、②のいずれか1つ）
 - ① 前記3の(1)に該当することを疎明する書面
 - ② 前記3の(2)に該当することを疎明する書面

5 検定審査申請手続等

(1) 受理日時及び申請先

検定審査申請は、平成18年7月18日（火）から平成18年9月29日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間、

- 住所地を管轄する警察署
- 営業所の所在地を管轄する警察署
- 旧検定合格証の交付申請を行った警察署

において受理する。

(2) 申請手続者（代理人申請の場合）

検定審査申請は、前記4の検定審査申請に必要な書類等を持参のうえ、原則とし

て申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を持参すること。

(3) 手数料

検定審査（学科試験及び実技試験の全てが免除されるものに限る。）については手数料を徴収しない。

6 その他

検定審査に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第156号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく銃銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年6月14日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年7月27日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猶銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猶銃及び空気銃の所持に関する法令 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考查

16：30～17：00

考査結果の公表
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猶銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猶銃等講習通知書並びにテキスト「猶銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第157号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく銃銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年6月14日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年7月10日（月） 13：30～16：30	山門郡瀬高町大字下庄501番地4 瀬高警察署 会議室	瀬高警察署
平成18年7月25日（火） 13：30～16：30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成18年7月26日（水） 13：30～16：30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

平成18年7月28日（金） 13:30~16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
------------------------------	------------------------------	--------

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び獵銃等講習通知書並びにテキスト「獵銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。